

# いよいよマイナンバー制度が



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

「マイナンバー」という言葉自体を知らない人や、言葉は聞いたことがあるけれど内容がよくわからないという人向けに、マイナンバー制度の概要やメリットなどをご紹介します。詳しくは下記コールセンターまたは内閣官房ホームページで。

■マイナンバーコールセンター (☎0570-20-0178)

※IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は ☎050-3816-9405へ

マイナンバー

検索

## マイナンバーって、何？ 何のために導入されるの？

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。10月から、住民票を有するすべての人にマイナンバーを通知します。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

## 3つのメリット

1

国民の利便性の向上  
面倒な手続きが簡単に

申請時に必要な所得証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

2

行政の効率化  
手続きが正確で早くなる

行政機関・地方公共団体での作業が削減され、手続きがスムーズになります。

3

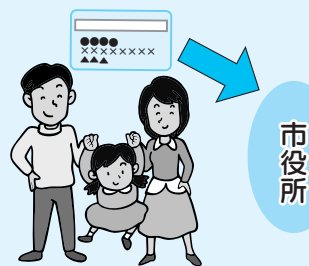
公平・公正な社会の実現  
給付金などの不正受給の防止

所得や行政支援の状況を的確に把握し、困っている人へのきめ細やかな支援が行えます。

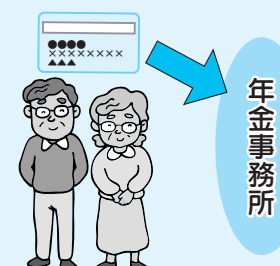
## マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になりますが、その中でも法律や自治体の条例で定められた手続きでのみ利用します。

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。



厚生年金や国民年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示します。証券会社などは顧客のマイナンバーを法定調書等に記載して税務署に提出します。



源泉徴収票等に記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。勤務先は従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します。



# スタートします〈平成27年10月から〉

■総務課(☎65-6503)

## マイナンバーは自由に使っているの？ 個人情報の管理は安全なの？

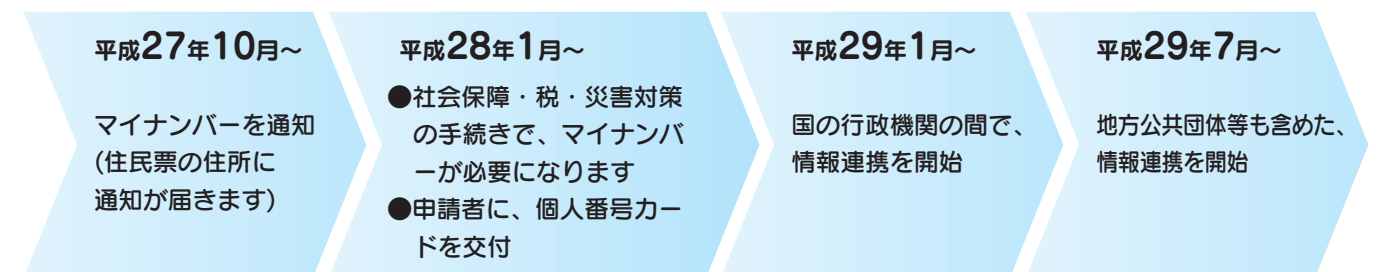
マイナンバーは、法律で定められた事務に限定して、行政機関、勤務先、年金・医療保険者などに提供するもので、むやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱える人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

## ■個人情報の安心・安全を確保

|       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度面   | <ul style="list-style-type: none"><li>・法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の利用・収集・保管は禁止しています。</li><li>・マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。</li><li>・マイナンバーが適切に管理されているか、第三者機関が監視・監督します。</li><li>・法律に違反した場合、従来に比べ罰則を強化しています。</li></ul> |
| システム面 | <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報は、今までどおり分散して管理します。<br/>例えば、住民票の情報は市役所で、国税の情報は税務署で。</li><li>・特定の機関が一括所有することはありません。</li><li>・情報にアクセスできる人は制限・管理されます。</li><li>・行政機関間の通信は暗号化されます。</li></ul>                |

## マイナンバー制度の実施スケジュール



## パブリックコメントを実施します

マイナンバーは法律で定められた行政手続でしか利用することはできませんが、自治体が条例を制定することで、法律に定めがない事務にも利用することができます。

本市では、独自事務に関して規定する「番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例(案)」を策定しましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期間】7月1日(水)～31日(金)

【閲覧場所】総務課〈東館4階〉、市政情報コーナー〈東館1階〉、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メールのいずれかで下記まで。

【提出先】〒526-8501 八幡東町632 総務課  
☎63-4111 ✉soumu@city.nagahama.lg.jp